

鉄道車両等生産動態統計調査票記入要領

第2号様式

【鉄道車両部品・鉄道信号保安装置生産調査票】

国土交通省 総合政策局

情報政策課 交通経済統計調査室

1 調査の目的

鉄道車両等生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、鉄道車両及び同部品・鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置製造業の生産の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計調査です。

本調査の結果は、「鉄道車両等生産動態統計月報・四半期報・年報」としてとりまとめ、鉄道車両工業関連施策の基礎資料としている他、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計（国民経済計算・産業連関表等、政府が作成する重要な統計）作成の基礎資料など幅広く活用されています。

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、統計法第13条では、正確な統計を作成するために、調査に回答する義務（報告義務）が定められています。

調査票の回答内容は、統計法第41条に基づき厳格に保護されます。

また、調査関係者には厳格な守秘義務が課されているほか、集められた調査票は厳重に管理され、統計を作成した後、溶解処分されます。

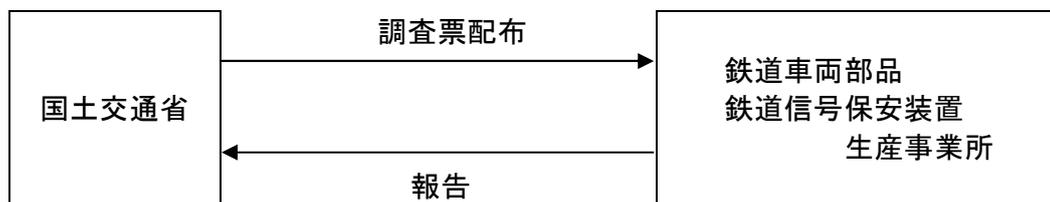
2 調査の対象

本調査〔鉄道車両部品・鉄道信号保安装置生産（第2号様式）〕は、全国の鉄道車両部品又は鉄道信号保安装置の製造を行う事業所（自己の使用に供するためにのみ鉄道車両部品又は鉄道信号保安装置の製造のみを行う事業所を除く。）であって、鉄道車両部品については常時30人以上の従業員（※1）を使用する事業所、鉄道信号保安装置については常時50人以上の従業員（※1）を使用する事業所を対象に行っています。1企業で複数の事業所（工場）をお持ちの場合、各事業所（工場）における従業員数が鉄道車両部品については常時30人以上、鉄道信号保安装置については常時50人以上の場合、それぞれの事業所（工場）が個別に調査対象となります。

なお、調査対象期間中に従業員数が調査対象基準を下回った場合におきましても、調査へのご協力をお願いいたします。

（※1） ①個人業主、②個人業主の家族で無給の人、③有給役員（無給役員は除く）、④正社員・正職員、⑤常用雇用者（パート、アルバイト等）、⑥当該事業所に所属する従業者以外で別経営の事業所から出向・派遣により、当該事業所で働いている人（受入者）の合計（ただし、臨時雇用者（⑤以外のパート、アルバイト含む）及び当該事業所に所属する従業者のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）を除く。）。

3 調査の流れ



(1) 調査票の提出先

国土交通大臣（国土交通省 総合政策局 情報政策課 交通経済統計調査室）あてに提出してください。

(2) 調査票の提出期限

調査四半期最終月の翌月 15 日までに提出してください。

(3) 電子申請システムを利用して、インターネットにより電子的に報告を行うことができます。

<オンライン申請><https://shinsei.e-gov.go.jp/>

※調査票様式は、鉄道車両等生産動態統計調査ホームページからダウンロードできます。

<URL><https://www.mlit.go.jp/k-toukei/tetsudousyaryou.html>

4 記入要領

(1) 調査票の種類

「鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票（第2号様式）」を使用してください。

(2) 本調査における鉄道車両部品とは、鉄道車両の一部を構成し、又は、これに装備される機械器具をいいます。

また、鉄道信号保安装置とは、鉄道車両の運行上の条件を指示し、又は、その運行の安全を期するために用いる装置をいいます。

(3) この調査票による報告は、**鉄道車両部品又は鉄道信号保安装置の生産ごと**に行ってください。したがって、標題のいずれか該当しない方は二重線で消してください。鉄道車両部品、鉄道信号保安装置の**両方を生産している場合は、それぞれ調査票を分けてご記入**のうえ提出してください。

(4) 本調査の調査品目に該当する生産品で、**自己消費分**（同一企業又は同一工場内部で消費される場合、例えば車両メーカーが組立車両に要する部品を自家生産する場合）**のうち同一工場消費するもの**については、**最終完成品としての調査品目としてのみ計上**し、各部品の品目としては計上する必要はありません。

(5) 金額について

- ① 計上金額は、**消費税を含む**「生産者販売価格」（鉄道事業者・（車両又は部品メーカー）との契約価格）を用いてください。
- ② 千円単位とし、千円未満は四捨五入してください。
- ③ **輸出の場合は、消費税を含まない「F・O・B価格」**を用いてください。

(6) 基本事項

- ① 調査四半期・・・（○○○○年度・第○四半期分）に該当する調査四半期を記入してください。
 - ・ 第1四半期（4月～6月）
 - ・ 第2四半期（7月～9月）
 - ・ 第3四半期（10月～12月）
 - ・ 第4四半期（1月～3月）
- ② 事業所名・・・略称を用いず、正式名称を記入してください。
- ③ 所在地・・・事業所の所在地を記入してください。
- ④ 管理責任者名・・・事業所の管理責任者の氏名を記入してください。
- ⑤ 索引番号・・・「鉄道車両等品目分類表」（別添1）を参考に、該当する索引番号を右詰で記入してください。なお、番号付けが困難な場合は、当省までお問い合わせいただくか、製品名等の詳細を備考欄にご記入ください。
- ⑥ 生産・・・**当該四半期における製品（完成品）の数量及び金額を記入**してください。品目分類表に単位の記入がない商品は金額のみ記入してください。
- ⑦ 出荷・・・納入先を異にする場合は、同一商品であっても納入先毎に数量及び金額を記入してください。**出荷時点は、各事業所において販売し、庫出しを行った時点**とします。

- ⑧納入先・・・『1. JR(公的企業)』、『2. JR(公的企業以外)』、『3. 民鉄等(公的企業)』、『4. 民鉄等(公的企業以外)』、『5. 輸出』、『6. 車両又は部品メーカー(鉄道車両部品のみ)』の該当する欄に数量、金額を記入してください。(公的企業(※2)については別添の「公的企業一覧」をご参照ください。)

(※2) 公的企業とは・・・特殊法人及び独立行政法人等であって、政府による監督・所有関係(政府による出資率が50%以上であること等)が存在するもの等。

<鉄道車両部品の報告の場合>

- ・『JR』…直接、JR(公的企業)、JR(公的企業以外)に納入した分について記入してください。
- ・『民鉄等』…直接、民鉄等(公的企業)、民鉄等(公的企業以外)に納入した分について記入してください。(『車両又は部品メーカー』に納入した分は含めないでください。)
- ・『輸出』…直接、海外に輸出した分について記入してください。
- ・『車両又は部品メーカー』…直接、車両又は部品メーカーに納入した分について記入してください。
(『民鉄等』の内数とはしないでください。)
- ・**支給品の納入先は鉄道事業者**(『1. JR(公的企業)』、『2. JR(公的企業以外)』、『3. 民鉄等(公的企業)』、『4. 民鉄等(公的企業以外)』)としてください。

従って、鉄道車両部品の「調査当該四半期の出荷数量及び金額」については、以下のとおりとなります。

『調査当該四半期の出荷数量及び金額』 =

『JR』 + 『民鉄等』 + 『輸出』 + 『車両又は部品メーカー』

(JR及び民鉄等の場合はそれぞれ公的企業、公的企業以外を含む)

<鉄道信号保安装置の報告の場合>

- ・最終需要者について、『1. JR(公的企業)』、『2. JR(公的企業以外)』、『3. 民鉄等(公的企業)』、『4. 民鉄等(公的企業以外)』、『5. 輸出』の別に記入してください。
- ・『6. 車両又は部品メーカー』欄については記入不要です。

従って、鉄道信号保安装置の「調査当該四半期の出荷数量及び金額」については、以下のとおりとなります。

$$\text{『調査当該四半期の出荷数量及び金額』} = \text{『JR』} + \text{『民鉄等』} + \text{『輸出』}$$

(JR及び民鉄等の場合はそれぞれ公的企業、公的企業以外を含む)

- ⑨期末在庫・・・調査当該四半期末日時点における在庫数量及び金額を記入してください。

【計算式】

$$\text{「調査該当四半期期末在庫」} = \text{「前期期末在庫」} + \text{「調査該当四半期生産」} - \text{「調査該当四半期出荷」}$$

5 記入上の注意

- (1) 事業所の休止、閉鎖、名称変更の場合等について
- ①事業所が操業を休止した場合、休止した日が属する四半期の翌四半期までは調査票を提出してください。なお、この場合は、必ず調査票の欄外余白部分に「休止予定期間」を朱書きしてください。
 - ②事業所を閉鎖された場合は、調査票の欄外余白部分に「〇年〇月〇日閉鎖」と朱書きしてください。なお、この場合、翌四半期から調査票を提出する必要はありません。
 - ③会社名若しくは事業所名を変更した場合は、その都度、調査票の欄外余白部分に「旧名称及び名称変更年月日」を朱書きしてください。
- (2) 鉄道車両部品又は鉄道信号保安装置の製造をやめた場合は、停止した日が属する四半期の翌四半期までは調査票を提出し、調査票の備考欄に「〇年〇月〇日転換又は停止」

と朱書きしてください。

- (3) 調査票には、毎四半期末日で締め切り、その四半期の初めから期末までの期間についての内容を記入してください。
- (4) 調査票を提出した後で、記入間違い等のため、訂正が必要となる場合は、直ちに当省へご連絡をお願いします。
- (5) 調査票の記入が複数枚となる場合は、それぞれの調査票に事業所名、所在地名を記入し、何枚分で何枚目（例えば1/5～5/5等）かを欄外余白部分に記入してください。
- (6) 記入に際してご不明な点がございましたら、当省までお問い合わせください。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館14階

国土交通省 総合政策局 情報政策課

交通経済統計調査室 企画調整第二係

03-5253-8111（内線28-722）

03-5253-8346（直通）

hqt-tetsudousyaryou-toukei@gxb.mlit.go.jp (e-mail)

鉄道車両等生産動態統計調査ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/k-toukei//tetsudousyaryou.html>